

・ハンセン病に関連する主な出来事

年号	西暦	出来事
明治	6年	1873年 ハンセン博士（ノルウェー）がらい菌を発見する。
	40年	1907年 「らい予防ニ関スル件」を制定し、放浪患者の隔離が始まる。患者や元患者を「放浪らい」と呼び、ハンセン病療養所に入所させるための法律。ハンセン病患者全体の5%程度が療養所に入所。
	42年	1909年 全国5か所に国立の療養所が開設される。
昭和	6年	1931年 「らい予防法」が制定される。 「らい予防ニ関スル件」を改定し、すべてのハンセン病患者を療養所に隔離できるようになる。国民全員でハンセン病患者を療養所に送る「無らい県運動」が広まる。
	18年	1943年 アメリカで治療薬（プロミン）の効果が発表される。
	28年	1953年 「らい予防法」が制定される。 「らい予防法」を改定した法律。「強制隔離」「懲戒検束権」などの規定はそのまま、患者の労働、療養所入所者の外出が禁止された。
平成	8年	1996年 「らい予防法」が廃止され、患者の隔離が終わる。
	10年	1998年 熊本地裁に、星塚敬愛園、菊地恵楓園の入所者らが、「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟を起こす。
	13年	2001年 「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で原告勝訴の判決。国は控訴せず、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給により和解が成立する。
	14年	2002年 全国50の新聞紙上に厚生労働大臣名で謝罪広告が掲載され、国立ハンセン病療養所等退所者給与金事業が開始される。
	21年	2009年 「ハンセン病問題基本法」が施行される。 ハンセン病問題に関する政策の目的が隔離被害の回復であることを明言し、さらに療養所の入所者が地域社会から孤立せず安心して暮らせるよう開かれた施設を目指すとした法律。
	28年	2016年 熊本地裁に、ハンセン病患者の家族がハンセン病隔離政策による家族に対する被害について国に謝罪と損害賠償を求める裁判を起こす。
令和	元年	2019年 勝訴判決が確定。 同年11月に「ハンセン病家族補償法」が成立し、公布・施行された。 ハンセン病問題基本法も改正され、家族が名誉回復などの対象に追加されるなどが加えられた。